

第3回教育委員会会議

令和5年3月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第14号

大阪市いじめ対策基本方針の改訂について

議案第 14 号

大阪市いじめ対策基本方針の改訂について

以下のとおり「大阪市いじめ対策基本方針」の一部を改訂する。

1 改訂の趣旨

- ・ 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会による初動調査の実施期間に関し、令和3年4月以降、様々ないじめ重大事態事案について調査を実施した結果、その時点で必要かつ可能な調査を適切に実施していく上で、「概ね2週間以内」という目標期間が現実に即していないことが明らかとなったため、目標期間を「概ね2月以内」とした上で、当該事案固有の事情が認められる場合には、「当該事情を踏まえた相当の期間内」に終わることとするよう変更する。
- ・ 各委員の調査内容に大きな差異が生じることの無いよう、初動調査で実施する基本的な内容を追記する。
- ・ 初動調査の結果提示に関し、被害児童生徒やその保護者の状況等により、できない又はすべきではない場合もあるため、結果提示は「原則として」行うこととするよう変更する。

2 改訂内容

別紙のとおり

3 改訂日

令和5年4月1日

大阪市いじめ対策基本方針改訂案

改訂後	改訂前
<p>(4) いじめによる重大事態への対処</p> <p>①-③ 略</p> <p>④ 第三者委員会による重大事態の調査</p> <p>校長から重大事態の報告があった場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会による初動調査を実施するものとする。</p> <p>初動調査は、常設の機関として設置されている第三者委員会の委員のうち、弁護士を含む複数名で実施するものとし、重大事態発生の報告・申立て後直ちに開始する。なお、初動調査は、概ね<u>2月</u>以内に終わることを目指すものとする。<u>ただし、当該事案固有の事情が認められる場合には、当該事情を踏まえた相当の期間内に終わるものとする。</u></p> <p><u>初動調査では、被害児童生徒及びその保護者並びに学校関係者への聴き取りや、学校及び教育委員会で保有している記録書類の確認のうち、その時点で実施可能な範囲の調査を行うことを基本とするが、具体的な調査内容については、当該事案固有の事情を踏まえ、第三者委員会が決定する。</u></p> <p>第三者委員会は、<u>原則として</u>、初動調査を終えた後直ちに、被害児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとする。</p>	<p>(4) いじめによる重大事態への対処</p> <p>①-③ 略</p> <p>④ 第三者委員会による重大事態の調査</p> <p>校長から重大事態の報告があった場合、又は児童生徒や保護者から重大事態である旨の申立てがあった場合、明白な虚偽又は著しく合理性を欠く場合を除き、第三者委員会による初動調査を実施するものとする。</p> <p>初動調査は、常設の機関として設置されている第三者委員会の委員のうち、弁護士を含む複数名で実施するものとし、重大事態発生の報告・申立て後直ちに開始する。なお、初動調査は、概ね<u>2週間</u>以内に終わることを目指すものとする。</p> <p>第三者委員会は、初動調査を終えた後直ちに、被害児童生徒及びその保護者に対し調査結果を提示するものとする。</p>

改訂後	改訂前
<p>初動調査の調査結果に基づき、被害児童生徒及びその保護者に詳細調査の実施如何についての意向を確認し、希望する場合は、著しく合理性を欠く場合を除き、詳細調査を実施するものとする。</p> <p>詳細調査を実施する場合、当該事案固有の事情を踏まえて必要な専門性と第三者性を備えた委員から成る部会を設置し、調査を引き継ぐ。</p> <p>部会を構成する委員（以下「部会委員」という。）の人選については、被害児童生徒の保護者と協議し、了解を得るものとする。したがって、被害児童生徒の保護者による部会委員候補の推薦を尊重するとともに、被害児童生徒の保護者が拒否する者は部会委員に選任しないものとする。なお、初動調査を実施した委員を部会委員に選任することも可能である。</p> <p>⑤-⑪ 略</p>	<p>初動調査の調査結果に基づき、被害児童生徒及びその保護者に詳細調査の実施如何についての意向を確認し、希望する場合は、著しく合理性を欠く場合を除き、詳細調査を実施するものとする。</p> <p>詳細調査を実施する場合、当該事案固有の事情を踏まえて必要な専門性と第三者性を備えた委員から成る部会を設置し、調査を引き継ぐ。</p> <p>部会を構成する委員（以下「部会委員」という。）の人選については、被害児童生徒の保護者と協議し、了解を得るものとする。したがって、被害児童生徒の保護者による部会委員候補の推薦を尊重するとともに、被害児童生徒の保護者が拒否する者は部会委員に選任しないものとする。なお、初動調査を実施した委員を部会委員に選任することも可能である。</p> <p>⑤-⑪ 略</p>